

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

氷見市は、富山県の北西部、能登半島の基部に位置し、面積は、230.54km²で、東西に約18km、南北に約22kmの広がりがある。東は富山湾に面し、他の3方は200～500mの稜線で囲まれている。北から西にかけては石動山(564m)、基石ヶ峰(461m)、臼ヶ峰(271m)と続く宝達丘陵が石川県との境界をなし、南は200m内外の二上丘陵が高岡市との境界となっている。

市は海岸に面しているため、気候は平均気温が13～14℃と比較的温和である。冬季多雪の北陸型の気候であるが、県の中央部に比べ降雪量はやや少なめで、年間降水量も少ない。日照時間は県内でも多い方である。

(1) 地域の災害リスク

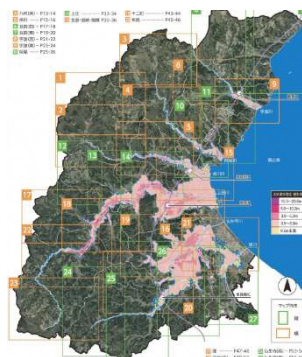
(洪水：ハザードマップ)

平成27年5月水防法の改正に伴い、対象となる河川(阿尾川、仏生寺川等)の最大規模の降雨(1,000年一度程度の確率)を想定した新たな洪水浸水想定区域が示された。

「氷見市洪水避難地図(平成19年度作成)」に比べて、浸水範囲が広く、浸水深が深くなっている箇所が多くなっている。また、1階床上浸水のリスクが想定される浸水深0.5～3mとなる範囲が広範囲にわたって指定されており、想定を超える降雨量があった場合、早期立ち退きが必要なレベルに達するリスクがある。

洪水浸水想定的前提条件(想定雨量)

河川名	想定雨量	
宇波川	24時間	813mm
阿尾川	24時間	813mm
余川川	24時間	813mm
上庄川	24時間	781mm
仏生寺川	6時間	351mm
泉川	24時間	813mm



洪水ハザードマップ

(土砂災害：ハザードマップ)

市のおよそ6割が緩やかな起伏の里山などで占められている。一般的に稜線の氷見側は緩くなだらかであるのに対して、能登側は急傾斜で険しい特徴がある。また、氷見側は泥岩が分布し、地質が脆弱であることから、土砂の崩壊や地すべりが発生しやすい状況となっている。

県の発表している県内の土砂災害警戒区域等の指定状況一覧によると、市内の警戒区域の指定状況数は1,245箇所あり、特別警戒区域は984箇所とそれぞれ県内で二番目に多く、山間地だけでなく、市内中心部でも土砂災害のリスクの警戒が必要である。

(地震：ハザードマップ)

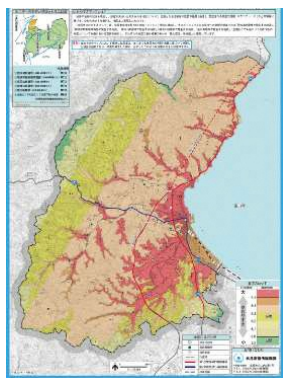
昭和8年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計545回(令和4年10月末現在)であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は10回と全国的にも地震の少ない県であった。

しかし、令和6年1月1日に発災した令和6年能登半島地震の影響による市内への被害は大きく、地震発生時のリスクについて従来想定を超えるケースを考える必要がある。

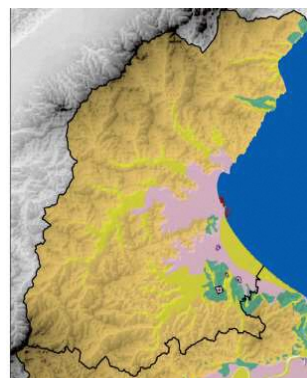
震災前に氷見市が作成したハザードマップの前提では、氷見市に大規模な地震を引き起こす可能性がある断層帯は、邑知潟、砺波平野西部、呉羽山、跡津川、庄川の5箇所とされていた。(参考：Jsisマップによる邑知潟断層帯のマグニチュード7を超える地震の30年発生確率は1.92) また、ハザードマップによれば、泉川、仏生寺川、上庄川、余川、阿尾川、宇波川、下田川河口部の海岸平野部、同河川沿いにかかる氾濫平野及び谷底平野部の計測震度が6.5以上と地表地盤のゆれが大きくなることが分かっていた。

しかし能登半島地震では、想定していた陸上の断層帯とは異なる海底断層が主因となって、当市内で負傷者11名、住家被害6707件、断水戸数14,000件、(令和7年1月31日時点までの情報)の被害が発生した。

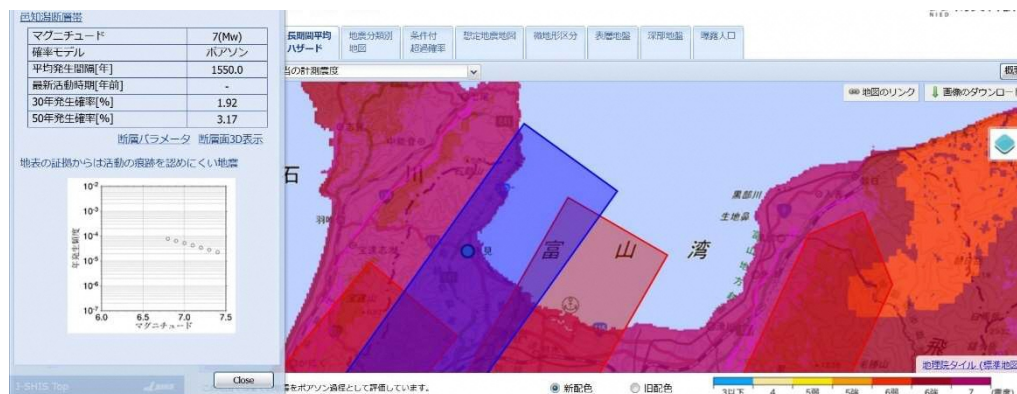
また、本市では、仏生寺川、上庄川河口部にかかる海岸平野から上流部流域の谷底平野及び氾濫平野にかけて、液状化の危険性が高いとされていた。実際に、氷見市では6600棟余りの住宅、7地区合わせて約70ヘクタールに液状化現象による被害が出た。液状化対策工事は現在も、実施途上にある。



地震ハザードマップ



液状化ハザードマップ



Jsisマップ 邑知潟断層帯

(その他)

地震や豪雨により堰堤が決壊し、浸水により人的被害が発生する恐れがあるため池については、防災重点農業用ため池として指定されている。ため池ハザードマップは、防災重点農業用ため池の推進想定区域内に属する全世帯に配布している。

(感染症)

インフルエンザなどの感染症は、10年から40年の周期で出現し世界的に流行を繰り返している。

令和3年1月に国内で感染が確認され、大流行した新型コロナウイルスは令和5年5月8日の5類感染症移行に伴い、感染対策の実施は、個人・事業所の判断が基本となっている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等の数 2, 015事業所
- ・内小規模事業者の数 1, 576事業所

(令和3年度経済センサス活動調査より集計)

業 種	商工業者数	内小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
農業、林業	25	16	市内に広く分散
漁業	8	5	沿岸部
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	-
建設業	209	204	市内に広く分散
製造業	211	172	市内に広く分散
電気、ガス、熱供給、水道業	4	4	市内に広く分散
情報通信業	3	2	市内に広く分散
運輸業、郵便業	33	25	市内に広く分散
卸売、小売業	493	364	市内に広く分散
金融業、保険業	22	6	市内に広く分散
不動産業、物品賃貸業	52	43	市内に広く分散
学術研究、専門・技術サービス業	51	42	市内に広く分散
宿泊業、飲食サービス業	212	168	市内に広く分散、沿岸部に多い
生活関連サービス業、娯楽業	189	177	市内に広く分散
教育、学習支援業	94	67	市内に広く分散
医療、福祉	162	62	市内に広く分散
複合サービス事業	44	34	市内に広く分散
サービス業	203	185	市内に広く分散
合 計	2,015	1,576	

(3) これまでの取組

1) 氷見市の取組

- ・氷見市地域防災計画の策定
- ・防災関係機関等と災害時の物資提供、応急復旧および相互応援等の防災関係協定書の締結
- ・氷見市業務継続計画および災害時初動マニュアルの策定
- ・市内22地区の自治会（自主防災会）が主体となる地区防災計画作成支援
- ・市総合防災訓練の実施（平成29年度から毎年実施）
- ・国、県と連携した富山県原子力防災訓練への参加（平成24年度から毎年参加）
- ・防災備品の指定避難所等への分散備蓄
- ・氷見市インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・地域の防災リーダーとなる防災士の資格取得費用の補助と講習会開催等のスキルアップ支援
- ・市内防災士の連携を図るため、ボランティア団体である氷見市防災士ネットワークの運営や活動費の補助

2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業所BCP策定セミナーの実施（令和6年5月22日実施）
- ・日本商工会議所との連携した損保保険への加入促進
- ・富山県火災共済協同組合との連携した火災保険、地震保険への加入推進
- ・アクサ生命保険の経営者休業補償制度、休業対応応援共済、福祉共済への加入促進
- ・シェイクアウト訓練への参加及び協力

II 課題

(1) 事業者の防災・減災対策について

- ・BCPを策定している事業者は、管内の中小企業の一部の事業者に限られると推定され、特に経営資源が不足している小規模事業者の大多数が策定していない状況である。
- ・当所への相談状況やセミナー参加状況からも、管内事業者のBCP策定に関する課題意識が低いと考えられ、関係機関との連携による啓発・周知活動の強化が必要である。

(2) 当所の支援体制について

- ・経営相談におけるBCP関連の件数が少ないこともあり、当所職員がBCP策定支援に関わることが少なく、支援スキルの向上が課題であることから、資質向上の取組とともに、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携が必要である。また、当所としてもBCPを作成しておらず、緊急時の取組についても連絡網の作成程度にとどまっており、事業継続力強化の支援を行う立場としては、早急に作成する必要がある。

(3) 災害発生時の連携体制

- ・災害発生時の取組について、当所と当市の連絡方法や情報共有の仕組みなどの具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

III 目標

(1) 事業者への災害リスク対策の周知及び小規模事業者へのBCP策定支援強化

- ・管内中小企業・小規模事業者に対して、自然災害や感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築

し、小規模事業者のＢＣＰ策定支援を強化する。

(２) 当所の支援体制の強化

- ・当所職員の資質向上とともに、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携による相談支援の体制を整え、特に小規模事業者のＢＣＰ策定支援を強化する。

(３) 災害発生時における行政、関係機関、事業者との連携体制の強化

- ・発災時における連絡体制を円滑にするため、当所と当市との被害情報報告ルートを構築する。発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関等との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

当市の地域防災計画等や本計画との整合性を整理し、自然災害発災時に、速やかに応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会議所会報や市広報誌、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和7年度中に事業継続計画（BCP）の作成を検討する。

3) 小規模事業者等のBCP策定支援

- ・小規模事業者等のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者等に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者等に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・セミナーやワークショップなどを通じて事業者BCPの作成を推進する。

4) 関係団体等との連携

- ・関係機関（工業団地、商店街、損害保険会社等）との共催にて、BCP関連セミナーの開催を行うとともに、リスクファイナンス対策（各種保険の紹介）等に関する個別相談での連携や普及啓発ポスター等の掲示を依頼する。
- ・事業所と地域が一体となった防災対策を推進できるよう、地区防災計画に関する協力・防災備蓄品等の相談に応じる。

5) フォローアップ

- ・策定支援を行った事業者へ、状況確認を行い支援の継続を行う。
- ・氷見市と氷見商工会議所で事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、氷見市と連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて行う）

＜ 2. 発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ報告する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災時 2 時間以内に職員の安否確認を行う。安否確認方法については、電話、メール、SNS 等を利用し、その被害状況及び体制について当市と共有する。
(確認内容：安否確認、業務従事の可否、家屋、近隣の被害状況)

2) 応急対策の方針決定

- ・当所の管内における被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。判断基準とする被害状況は下表のとおりであり、応急対策としては、「緊急相談窓口の設置・相談業務」「被害状況等の把握業務」等を想定している。

また、早急に専務理事を本部長とし、緊急事態対策本部（管理職以上の職員を想定）を設置し、応急対策業務の役割分担を決め、被害状況等の集約、関係機関との連絡調整等を行う。

(被害状況の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で「床上浸水」、「建物全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と氷見市は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～3 週間	1 週に 2 回共有する
4 週間～1 か月	1 週に 1 回共有する
2 か月以降	2 週に 1 回共有する

3) 被害状況の県への報告

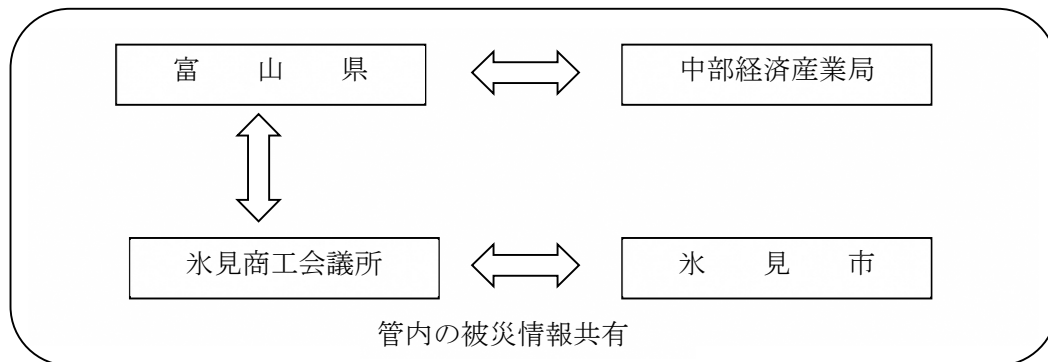
当所は、事業者の被害状況に係る情報を県（商工労働部経営支援課）に報告する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

自然災害等発生時に、管内中小企業・小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・被害状況の確認方法及び分担、被害額の算定方法等について、予め確認しておく。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて報告する。

〔連絡体制図〕



＜ 4. 応急対策時の管内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、氷見市と相談する
- ・当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、管内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 管内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・当所、当市、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者等に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制								
(令和7年 2月現在)								
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)								
【氷見商工会議所 事務局】 氷見商工会議所 専務理事 総務部 5名 業務部 4名 中小企業相談所 4名	【富山県・氷見市】 厚生センター 氷見支所 (感染症) 産業振興部 商工観光課 報告 ⇔ 企画政策部 地域防災課 連携 ⇔ 連絡調整							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部署名</th><th>事業継続力強化支援業務にかかわる主な事業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td><td rowspan="2">当所事業継続計画の運用、訓練の実施、啓発活動、セミナー等の開催、関係団体等との連携、被害情報の収集等 富山県（商工労働部・経営支援課）との本計画の連携窓口</td></tr> <tr> <td>業務部</td></tr> <tr> <td>中小企業相談所</td><td>啓発活動、セミナー等の開催、BCP策定支援、関係団体等との連携、被害情報の収集、特別相談窓口の開設等 氷見市（産業振興部・商工観光課）との本計画の連携窓口</td></tr> </tbody> </table>	部署名	事業継続力強化支援業務にかかわる主な事業	総務部	当所事業継続計画の運用、訓練の実施、啓発活動、セミナー等の開催、関係団体等との連携、被害情報の収集等 富山県（商工労働部・経営支援課）との本計画の連携窓口	業務部	中小企業相談所	啓発活動、セミナー等の開催、BCP策定支援、関係団体等との連携、被害情報の収集、特別相談窓口の開設等 氷見市（産業振興部・商工観光課）との本計画の連携窓口	
部署名	事業継続力強化支援業務にかかわる主な事業							
総務部	当所事業継続計画の運用、訓練の実施、啓発活動、セミナー等の開催、関係団体等との連携、被害情報の収集等 富山県（商工労働部・経営支援課）との本計画の連携窓口							
業務部								
中小企業相談所	啓発活動、セミナー等の開催、BCP策定支援、関係団体等との連携、被害情報の収集、特別相談窓口の開設等 氷見市（産業振興部・商工観光課）との本計画の連携窓口							
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 ①当該経営指導員の氏名、連絡先 事務局次長 総務部長 主任経営指導員 福田 崇（連絡先は後述（3）①参照） ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）								

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

氷見商工会議所／中小企業相談所 〒930-0013 富山県氷見市南大町 10-1

TEL:0766-74-1200／FAX:0766-74-3511 E-mail:himi@ccis-toyama.or.jp

②関係市町村

氷見市産業振興部 商工観光課 〒935-8686 富山県氷見市鞍川 1060 番地

TEL:0766-74-8106／FAX:0766-74-4004 E-mail:shokokanko@city.himi.lg.jp

(4) 被害情報等報告先

富山県商工労働部 地域産業振興室 経営支援課 企画振興担当

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

E-mail:achiikisangyoshien@pref.toyama.lg.jp

FAX:076-444-4402／TEL:076-444-3251

※報告にあたっては、収集情報の取りまとめが容易な電子メールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	380	380	430	430	430
・ 専門家派遣費 個社支援、専門家謝金	100	100	200	200	200
・ セミナー開催費 BCP策定セミナー	150	150	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費 チラシ印刷、郵送費	80	80	80	80	80
・ 防災、感染症対策費 防災グッズ、備蓄	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自己資金、県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等